政令第三百四十一号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十二月一日とする。

理　由

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。